

別紙 1

洲本市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 洲本市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、洲本市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、洲本市移住支援事業実施要綱に基づき、移住支援金を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：
全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に洲本市以外の市区町村に転出した場合：
全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 洲本市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (6) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に洲本市以外の市区町村に転出した場合：半額

ただし、2(2)及び(6)について、県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。